

## 第 1 回 鹿児島港本港区エリア 景観・デザイン調整会議

日時：令和 5 年 7 月 2 5 日(火)  
午後 3 時～午後 5 時  
場所：県庁 1 4 階14-A-1会議室

### 会 次 第

1 開 会

2 委員紹介

3 議 事

(1) 鹿児島港本港区エリアに係るこれまでの検討経過等

(2) 調整会議の進め方と概ねのスケジュール

(3) 景観・デザインの配慮について

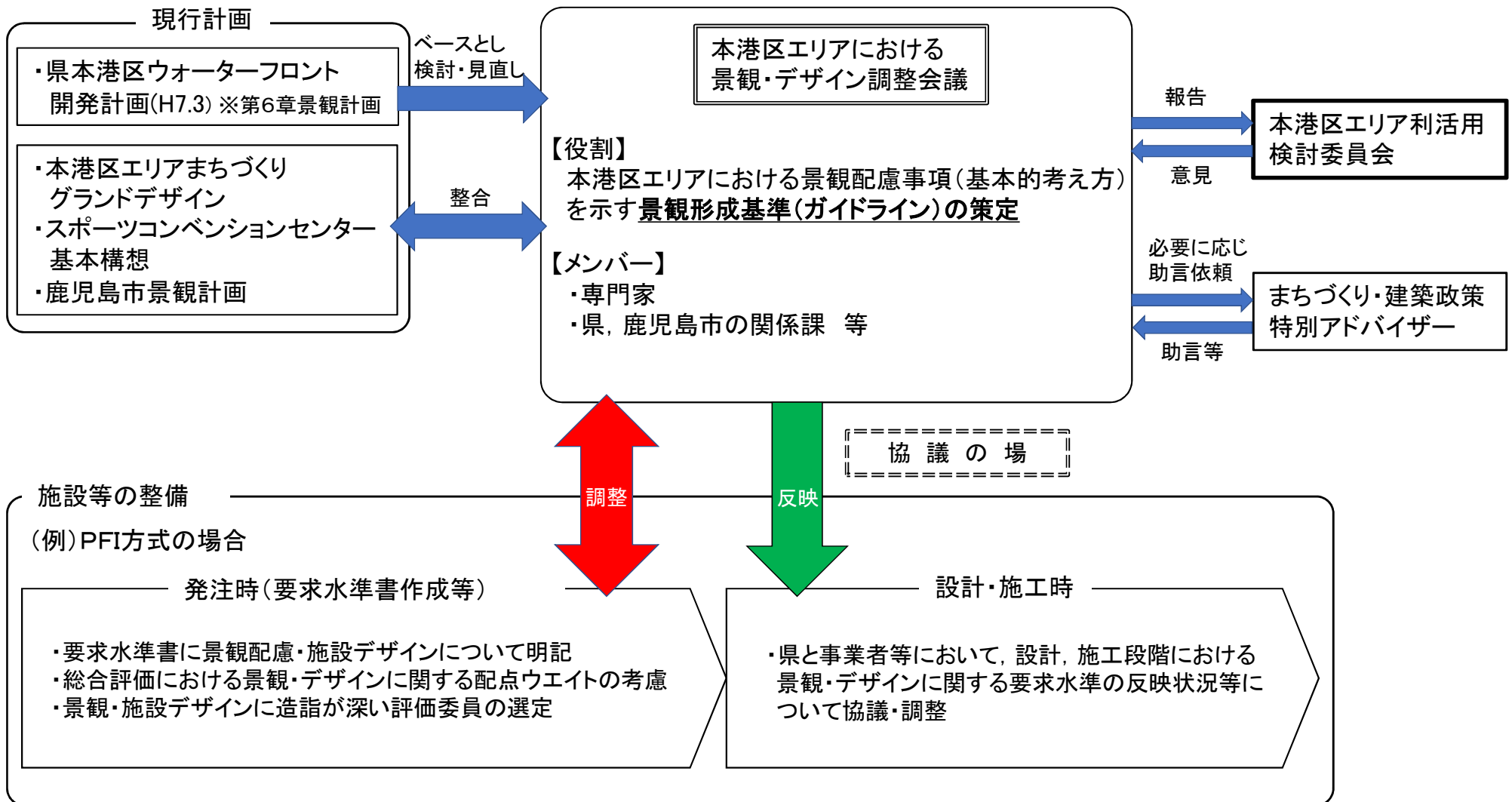
(4) 意見交換

(5) その他

4 閉 会

# 本港区エリアにおける景観・デザイン調整会議等について

【目的】 県民が共感できる本港区エリアにふさわしい景観・デザインに係る具体的基準(ガイドライン)を策定し、同エリアの今後の施設等整備において反映



**「鹿児島港本港区エリア 景観・デザイン調整会議」  
委員名簿**

委員（11名）

（敬称略）

役職名等	氏名等
鹿児島大学大学院理工学研究科 准教授	小山 雄資
鹿児島県立短期大学 生活科学科 教授	川島 茂
九州大学大学院芸術工学研究院 准教授	高取 千佳
公益社団法人 全日本広告連盟 鹿児島広告協会 事務局長	徳島 健
鹿児島市 建設局 都市計画部 都市景観課長	中島 祥太
鹿児島市 建設局 都市計画部 都市計画課長	山中 浩平
鹿児島県 総合政策部 地域政策課長	岩元 慎二
鹿児島県 土木部 建築課長	上村 康孝
鹿児島県 土木部 都市計画課長	喜元 亨
鹿児島県 土木部 港湾空港課長	佐多 悦成
鹿児島県 土木部 港湾空港課 本港区まちづくり推進室長	富宿 浩嗣

事務局

鹿児島県 土木部 港湾空港課

## 鹿児島港本港区エリア 景観・デザイン調整会議 設置要綱

(名称)

第1条 この調整会議は、「鹿児島港本港区エリア 景観・デザイン調整会議」（以下「調整会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 有識者や県民の意見を踏まえて、本港区エリアにおける景観・デザインに係る基本的な方向性を示す「景観形成ガイドライン(仮称)」を策定し、同ガイドラインの考え方に基づき景観・デザイン形成の取組が図られることを目的とする。

(委員)

第3条 調整会議は、知事が委嘱した委員で組織する。

(調整会議)

第4条 調整会議は、事務局が招集する。

- 2 事務局は、議事を整理する。
- 3 事務局は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。
- 4 調整会議は、ガイドラインの策定にあたって、別途設置されている「鹿児島港本港区エリアの利活用に係る検討委員会」へ報告し、頂いた意見について反映を図るものとする。

(規約の改正)

第5条 本要綱の改正は、本調整会議の決議によらなければならない。

(調整会議の事務局)

第6条 調整会議の事務局は、鹿児島県土木部港湾空港課に置く。

(雑則)

策7条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項はそれぞれ、事務局が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年7月25日から施行する。

鹿児島港本港区エリア 景観・デザイン調整会議  
の進め方と概ねのスケジュール

年度	開催時期	協議事項
R 5	7月25日 (今回)	第1回会議 ・現状説明, 今後の進め方, 意見聴取 ・景観・デザインへの配慮項目
	8月	第2回会議 ・ガイドライン(事務局案)の提示 ・意見聴取
	10月初旬	第3回会議 ・ガイドライン(素案)の提示 ・意見聴取
	10月	パブリックコメント
	12月	第4回会議 ・パブリックコメントの内容と対応 ・ガイドライン(案)の承認 ・調整会議の今後の方向性

鹿児島港本港区エリアにおける景観・デザイン  
への配慮を検討するにあたり示すべき項目（案）

1 鹿児島港本港区エリアのまちづくりの考え方

2 本ガイドラインの対象区域

3 配慮の方針

4 眺望地点の設定

5 配慮する事項

6 配慮についての調整

## 第1回「鹿児島港本港区エリア 景観・デザイン調整会議」議事概要

- ・開催日時：令和5年7月25日（火）15：00～17：00
- ・開催場所：県庁14階（14-A-1会議室）
- ・出席委員：小山委員，川島委員，高取委員，中島委員，山中委員，岩元委員代理（有川課長補佐），上村委員，喜元委員，佐多委員，富宿委員 の計10名

※以下，議事に従い，本港区エリアに係るこれまでの検討経過等や，調整会議の進め方等，及び景観・デザインの配慮について事務局等からの説明後の内容（発言順）

### （喜元委員）

- ・ 横浜のみなとみらい21を参考にガイドラインを作成すればどうか。
- ・ 基本的な考えを示すガイドラインをどのように建築物や工作物に反映させるのかということについては，行政が中心になって事業者等と協議・調整し反映していく必要がある。
- ・ 本県には，環長崎港地域アーバンデザインシステムのような景観配慮の仕組みはなく，本調整会議でできたガイドラインをどう施設へ反映させていくのか，検討が必要。
- ・ 既存方針等について現在の状況等に照らし修正して方針を作っていく。

### （小山委員）

- ・ 過去の計画資料を見ていくと，ウォーターフロントパークが鹿児島市にとって桜島を望むテラスになっており，この地域のイメージとして定着してきたものと認識できる。昨日のプレゼンテーションでも，オープンスペースや桜島の景観を大事にすることは，大前提であった。今後，受け継ぐ部分（桜島の眺望）と，変えていく部分（人流・物流などの港湾機能）をどう共存させるか。
- ・ 港湾機能に関する景観を，この地域でどう解釈してどう受け継いでいくのかがポイントになる。生業の部分である港湾機能を支えている仕組みをどう解釈するのか。
- ・ 対象地周辺の景観を，どう解釈して後世へ残していくのか。
- ・ 市の景観方針として「個性ある骨格景観の形成」がある。骨格景観は，本港区では何なのか。桜島は前提として，その他に，生業とか市民の憩いとは，どんな要素があるか検討することが重要。市の基本方針に，「骨格景観の要素を組み合わせる」とある。桜島や港湾機能を景観としてどう組み合わせるのか。

### （川島委員）

- ・ 本港区の景観の視点で，桜島を含む自然景観をどう取扱い，人に示すか。直近に天文館が控えていて，回遊性を目指す時，都市景観の佇まいが生まれてくる。都市景観と自然景観をどう相対するのか。桜島から，港湾地区の景観形成をどう形作っていくのか。明らかなのは，桜島をどう見るか。対比しやすいのは，横浜みなとみらいである。
- ・ 先日のポスターセッションでは，同地区は桜島を中心にゾーン計画があり，ドルフィンポート跡地も細長く海岸線に沿って計画されている。同セッションでの共通点は，ミルフィーユ状に，いかに放射状の通りで縁取られるゾーンを“くさび”のように打ち込んでいくか。“くさび”のように打ち込めれば，得られたスペースで，桜島の全貌を見られて，

朝日通り等も同様に確保されれば、天文館からアクセスしたときに常に桜島を望みながらアプローチできる。とても魅力的な場所になる。ランドデザイン等で考えられている回遊性のある豊かな施設や用途が含まれると、その風致が極めて有効的に機能してくる。

#### (富宿委員)

- ・ 利活用検討委員会において、ウォーターフロントパークについては、保全する方向で議論が進んでいる。昨日までのポスターセッション及びプレゼンテーションで紹介されたものも含め、利活用アイデアに関する意見は、参考にとすることとしている。
- ・ スポーツコンベンションセンターは、基本構想において、ドルフィンポート南側への整備が示されている。朝日通り等からの桜島の景観については、眺望に留意することとしており、景観保全は同センター整備課において、検討していくこととしている。

#### (川島委員)

- ・ 桜島に対する見通し、より広がりを持つような風景を用意できるか。スペースを確保すると、事業地面積を確保しなければならないという状態になるので、眺望は確保しながらも、場合によっては高層化もあり得るという判断も、場所によっては出てくる。本港区も、圧倒的な桜島があるがゆえに、それ以外のところは、比較的港湾らしいというか、控えめなもの。より魅力ある場所になる。

#### (高取委員)

- ・ 桜島へどのように視点場を設定して、景観軸としてとるか、今後歩き回りながら議論することが大事。一方で、ここは水際であるので、いくつかの景観軸があり、マイアミ通りなど市街地側から歴史的な景観軸を現代的に歩いて楽しいとか、ウォーカブルな軸線として、垂直方向の軸をとり、水辺にどう連結させるか、賑わいの中心的な景観軸も必要。
- ・ ウォーターフロントパーク等の水辺沿いに落ち着いた景観と、桜島を眺められるようなスポットを石造り等の歴史的な要素で、夜間景観をあわせ水辺を横にどうつなぐか。
- ・ スポーツ施設の整備予定もあり、大きなアジアの拠点としても、国内外問わず発展力のある地域にしていくべき。ターミナルから同施設とのつなぎで、駐車場から水辺に向かい、歩けるようなエリアとして作っていくかという視点が大事。バリアフリーやユニバーサルデザインなど、海外旅行者も含め、快適に歩けるようなサイン計画や、プロムナードの連続性をどんなラインでとっていくか、ユニバーサルデザインとしての景観軸が必要。
- ・ 今後の検討項目として、市街地側からの水際の水平方向の連続性、また地域を代表する景観としてのあり方をどう作っていくか、盛り込んでほしい。

#### (徳島委員：欠席につき事前に意見聴取した内容を代読)

- ・ 同エリアからは海の中にそびえる火山に見える桜島、この景観は鹿児島島の財産、朝夕、刻々と変化させ、一日で七色に変化すると例えられるもの。観光の視点は、歴史・文化もあるが、景観、体験の目的者も多い。桜島は何度も見たい、来たい、重要なファクター。



- ・ これを前提に、1点目は、桜島から見られる空間であること。2点目は、色の配慮は必要奇抜な色、暗く怖いイメージは避ける。3点目は、造作物の統一感で本港区エリアと桜島の共存ができること。4点目は、建物からも桜島が見られる配慮。

#### (佐多委員)

- ・ 街から近くに港があり、船や荷物が行き来する都道府県は、そう無い。観光化していて、かつ港の生活があるところが一つの鹿児島県の素晴らしい景観の特徴であり本港区の特徴。
- ・ 桜島に関しては、全方向から桜島が見えなくてもいい。景観桜島を眺めるポイントを設定する必要がある。通りに関しても、例えばトンネルを抜けるとそこは雪国だったという、何も見えないところからパッと開けたところに雪国が広がるという感覚もあっても良い。
- ・ 桜島フェリーからは、市街地をずっと見ながら戻ってくる。本港区も海から見たとき、どう見えるかという視点も大事。背後の町並みとどう整合をとるのか。構造物があれば、それをどう生かすのか。他にない生きた港の景観をどのように見せるかという観点からも考える必要がある。

#### (上村委員)

- ・ どこからでも桜島が見えればいいということでは無いと思う。ここから見た桜島の風景は素晴らしいというような場所に誘導ができるような視点場が大事。
- ・ 港湾機能を確保したままの景観をどうするか。その港湾施設も、いろんな工作物等もあるので色彩計画をどうするか。海から見た景観が大事であり、夜間照明等が入ればどう見えるのか、桜島から見たらどう見えるか、というワクワクする景観になる。
- ・ どこを規制して、どこを規制しないのかというメリハリが、ガイドラインでは必要。

#### (中島委員)

- ・ 事務局の説明で、市の景観計画を踏まえるということが確認できた。小山委員の発言のとおり、共存などの視点で議論が進めばいいと思う。

#### (山中委員)

- ・ 市の場合は、奥の方の桜島を見ながら、手前の方に高い建物を建てさせないという手法で、城山からの視点場を設定している。本港区では、景観の考え方は、見たいもの(桜島)が見やすい状態(海に浮かんでいる桜島)にあるというのが一番大事。このルートなら、桜島がきれいに見えるということであれば、回遊性も生む。

#### (岩元委員代理：有川課長補佐)

- ・ 港は地域の日常生活で利用される。利用者が利用しづらくなることは避けるべき。

#### (富宿委員)

- ・ 港は人流・物流という動き自体が一つの風景。船が出入りするその姿自体も一つの風景ということである。そんな観点からデザインも考えるべき。

- ・ 海から見た市街地という観点も大事。日中は桜島があるので、世界に誇れる風景を持っているので、夜景的なものを取り入れた鹿児島も作れたらいいと思う。

(小山委員)

- ・ 今回の項目案に掲げられた配慮する事項は、文章で示す定性的なもの、数値や図面で示す定量的なものがあり、どこまで具体的にすることは、この場で議論するところ。今回の景観デザインの議論は体育館に限らず、何か集客施設を想定したときの配慮すべき共通の前提条件として考えていくべき。

## 第2回 鹿児島港本港区エリア 景観・デザイン調整会議

日時：令和5年8月25日(金)  
午後2時～午後3時30分  
場所：県庁6階 大会議室

### 会 次 第

1 開 会

2 議 事

(1) 第1回調整会議の概要について

(2) 本港区エリアにおける景観形成ガイドライン(たたき台)について

(3) 意見交換

(4) その他

3 閉 会

**鹿児島港本港区エリアまちづくりの  
景観・デザインに関するガイドライン**

**(たたき台)**

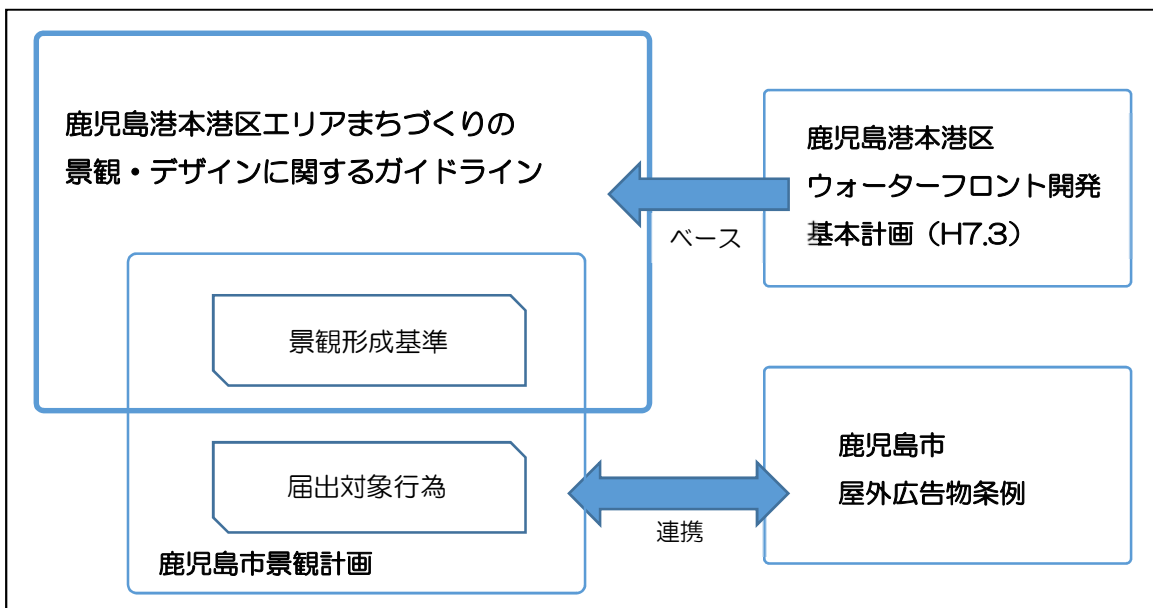
**鹿児島県**

## 目次

<u>1 本ガイドラインの位置づけ</u>	2
<u>2 鹿児島港本港区エリアのまちづくりの考え方</u>	2
<u>3 本ガイドラインの対象区域</u>	4
<u>4 配慮の方針</u>	4
<u>5 視点場の設定</u>	5
<u>6 配慮する事項</u>	6
<u>7 配慮についての協議・調整</u>	12

## 1 本ガイドラインの位置づけ

本ガイドラインは、桜島の眺望やまちなみ景観など、鹿児島港本港区（以下、「本港区」という。）エリアにふさわしい景観・デザインについて、基本的な方向性を示すことにより、本港区エリアにおける建築行為や、公共土木施設等の整備に反映し、同エリアの良好な景観形成と魅力向上を図るものです。



図一〇 本ガイドラインの位置づけ

## 2 鹿児島港本港区エリアのまちづくりの考え方

本港区の歴史は古く、1341年頃、島津家が鹿児島に薩摩統治の拠点に移したときに始まると言われていますが、当時は草木が繁茂する海岸に過ぎませんでした。その後、江戸時代に琉球貿易が盛んになるにつれ、海運上の必要から波止場（三五郎波止場;1841年頃）や新波止（1844～1853頃）、荷役護岸等を建設し、港としての利用が始まったと言われています。明治時代には沖縄、台湾及び阪神地区との交易により商港として発展し、昭和26年には重要港湾に指定されました。

古くからの歴史がある本港区は、錦江湾や、雄大な桜島の良好な景観をはじめ、歴史的建造物である鹿児島旧港港湾施設を有するとともに、背後には「東洋のナポリ」とも称される県都鹿児島市の市街地が隣接する、自然景観、歴史、文化に恵まれた地区です。

本港区エリアは、これまでに「ウォーターフロントパーク」や「ドルフィンポート」、「種子・屋久高速船旅客ターミナル」などが整備され、新たな交流人口と賑わいが創出されてきました。現在は、桜島フェリー、種子・屋久航路、三島・十島航路及び奄美・喜界航路が就航する、鹿児島の海の玄関口として重要な役割を果たしており、県外客を含め年間約60万人が訪れる「いおワールドかごしま水族館」などが立地するなど、多様な人々が行き交うエリアとなっています。

本ガイドラインが、『鹿児島港本港区エリアまちづくりグランドデザイン』（以下、グランドデザイン）を実現するための、景観やデザインについての指針として活用され、また、本港区エリアが錦江湾や桜島、歴史的建造物等の景観資源を活かした魅力ある空間となるよう、本エリアのまちづくりを進めてまいります。

### 3 本ガイドラインの対象区域

本ガイドラインでは、本港区エリアのうち、下図に示す範囲を対象とします。  
（「鹿児島港本港区エリアの利活用に係る検討委員会」が検討するエリアと同様）



図一〇 本ガイドラインの対象区域

### 4 配慮の方針

本港区エリアは、錦江湾の広大な静穏海域や雄大な桜島などの美しい自然景観を望むことができるとともに、歴史的建造物である鹿児島旧港施設等を有することから、これらの景観資源を活かした空間を創出します。

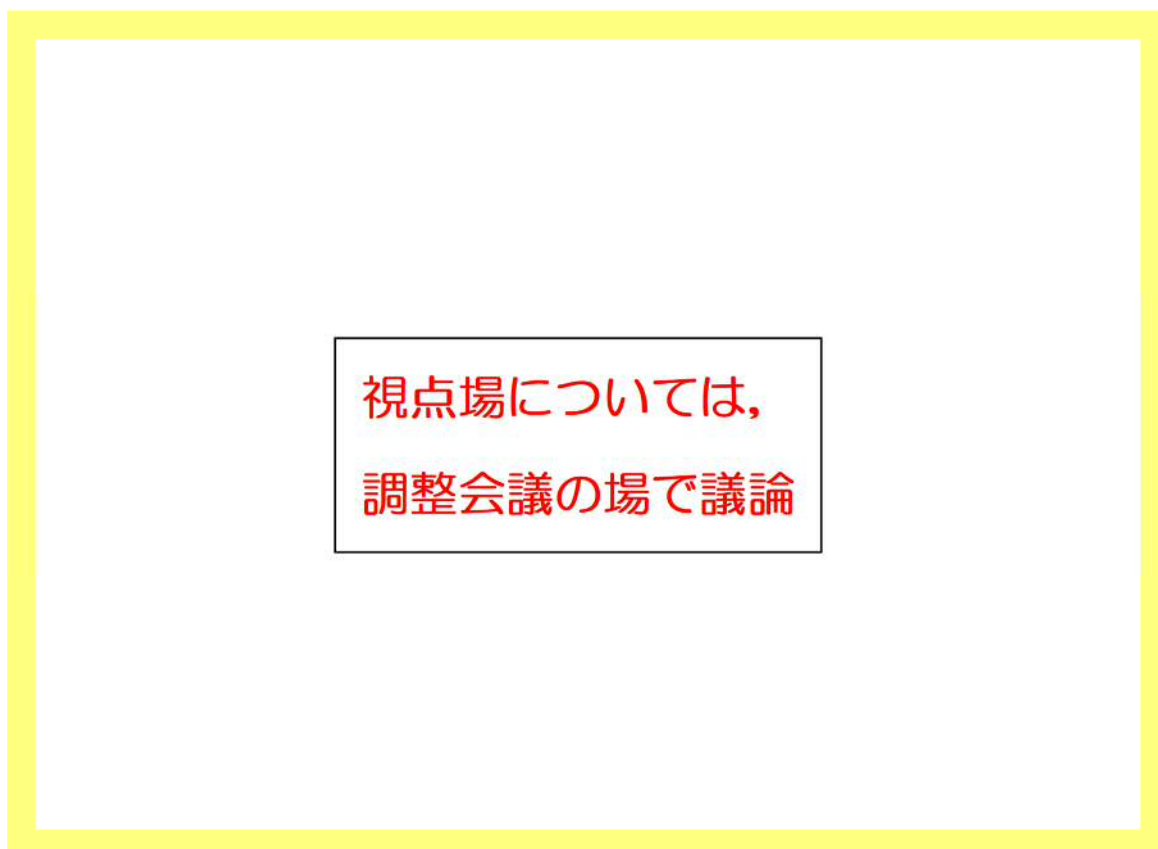
また、鹿児島市景観計画において、桜島及び城山への眺望確保のため建築物・工作物の高さ基準が設けられていることから、建築物等の高さに配慮します。



## 5 視点場の設定

本港区エリアから錦江湾・桜島への眺望，海側から城山や本港区エリアの眺望，本港区の歴史や，活きた港の活動等を感じられるまちなみなど，当エリアの魅力を感じられる場所を，視点場※に設定します。

位置づけられた視点場では，良好な景観形成について，特に配慮することとします。



図一〇 本港区エリアの視点場

(考えられる視点場について，今後調整会議で議論する。)

※ 本ガイドラインでは，「視点場」を，鹿児島市景観条例に規定する視点場（遠景を眺望することができ，眺望の良さが広く市民等に認知され，眺望の良さを確保するための維持管理が継続して行われることが見込まれる場所）ではなく，一般的な，景観を眺める場所，としての意味で使用しています。



- ②海への開放感を演出するために、水際に面する部分はプロムナードに配慮し、ウォーターフロントパーク内に設置される建築物は、圧迫感を与えない高さ（●●m以下）とする。

## （2）見通しの確保に関する事項

- ① 「街路や緑地から桜島への眺望」や「多様な船舶が往来する港らしさを感じる景観」に配慮するため、空地の確保や建築物等の配置・形状の工夫を行う。
- ② 朝日通り、みなと大通りにある視点場からの桜島への眺望を考慮し、壁面位置をセットバック（壁面後退）させるとともに、周辺に圧迫感を与えないよう建築物の形態意匠を工夫する。  
また、開放的な構造を取り入れるなど、外部空間と内部空間の連続性を形成する。

### (3) オープンスペース，回遊性の確保に関する事項

- ① マイアミ通り，朝日通り，みなと大通りから，ウォーターフロントパークや水際線のプロムナードをつなぐ歩行者動線の連続性に配慮する。  
また，錦江湾・桜島への見通しとともに，本港区エリアの街並みや海への開放感を感じられる，ウォークアブルな空間の創出や，オープンスペースの確保に配慮する。
- ② 水際線のプロムナードにおいては，界限性※・賑わい性を演出するため，比較的狭あい曲線的なものを基本とし，錦江湾，桜島への眺望や活きた港の活動を感じられる視点場，旧港港湾施設の歴史的建造物等をつなぐ回遊性の確保に配慮する。  
(※界限性 商店街の賑わいや生業の活気等，生活感あふれる雰囲気を感じさせる個性的街並み)
- ③ ウォーターフロントパークと水際線のプロムナードへの回遊性を確保するため，ウォーターフロントパーク内に設置される建築物の配置・形状や空地の確保に配慮する。

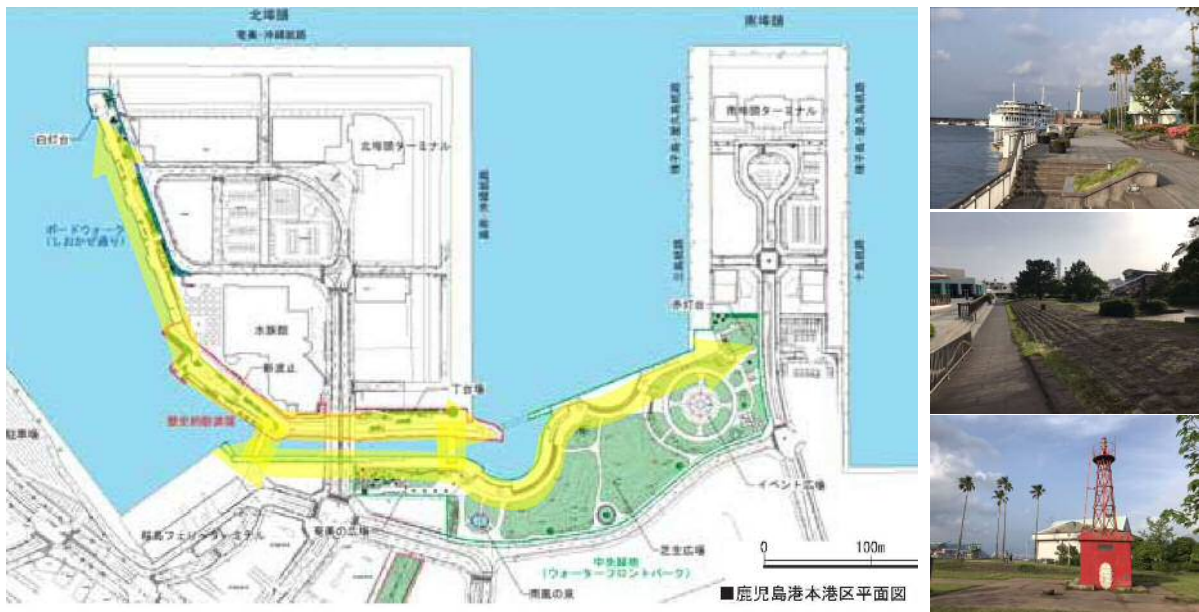
回遊性については，  
調整会議の場で議論

図一〇 本港区エリアへの回遊性

(考えられる回遊性については，今後調整会議で議論する。)

#### (4) 水際空間に関する事項

- ① 水際線のプロムナードとして、「鹿児島港発祥の地」の歴史を伝える赤灯台、歴史的石積み護岸、白灯台の保全・活用を図る。
- ② 居心地が良く快適な水際空間をつくるため、水際線プロムナードに接する敷地内の建築物では、建築物内外が一体となった開放的な空間を確保する。



図〇 1961～1969年頃, 1974～1978年頃と2015年の鹿児島港 (地理院地図より)



#### (5) まちなみ形成に関する事項

- ① 地区全体として調和のとれた沿道景観を形成するために、沿道建築物の外壁後退やセミパブリック空間を充実する。
- ② 中心市街地のにぎわい軸からは、活気ある街並みをつくるために、本港区エリアへの入り口や歩行空間の連続性を意識し、エリア内の建築物の低層部の機能や形態、外構の工夫を行うとともに、橋・デッキ等の活用により動線上の眺望に変化を与える。
- ③ 建築物の壁面や屋上の緑化に努め、敷地内に緑地スペースを設ける。

#### (6) 建築物等のデザインに関する事項

- ① 建築物のデザインは、周辺との調和に配慮する。
- ② 建築物は分節化や低層階の工夫などにより圧迫感の軽減に努める。
- ③ 公衆トイレ等は、周囲の建築物のデザイン・色彩と調和のとれたものとする。



図〇 低層階を工夫した施設の例

#### (7) 色彩に関する事項

色彩は、鹿児島市景観計画を遵守するとともに、統一性に配慮しつつ、アクセントとして原色を効果的に使用するなど、個性豊かな南国らしさを演出する。

#### (8) 屋外広告物に関する事項

- ① 街区内の屋外広告・貼紙等は、原則として設置しない。(案内板は除く)
- ② 店舗名などの自家用広告物については、設置を認めるが、景観形成に留意し、質の高いデザインとする。

### (9) 屋根・屋上に関する事項

城山の斜面緑地や、市街地側の建築物などからの見下ろし景観，海上からの眺望を意識し，屋根や屋上をデザインする。

### (10) 駐車場・駐輪施設に関する事項

駐車場・駐輪施設の位置や形態は，街並みの連続性を阻害しないものとする。

### (11) 夜間景観の演出に関する事項

- ① 街区内の夜間景観を演出するため，照明の工夫に努めるとともに夜間の賑わいの演出に配慮する。
- ② 鹿児島旧港港湾施設の歴史的建造物等を活用し，落ち着いた魅力ある夜間景観の演出に配慮する。また，自家用広告物であっても，派手なネオンサインは設置しないものとする。



図〇 夜間景観



図〇 夜間景観の演出

### (12) 道路及び緑地・緑化に関する事項

- ① 歩行者や利用者の安全性と快適性を高めつつ，その周辺の街並みの特性に配慮した良好な景観の形成を図る。
- ② 歩行空間はレンガ・自然石等の素材を使用し，“石造りの薩摩文化”と歴史性を演出する。
- ③ ガードレール・交通標識・信号・街路



図〇 歩行空間の例

灯は，歴史・文化性を採り入れ，周囲の景観に配慮するとともに，個性ある景観づくりに寄与するようなデザインとする。

- ④ 標識類は形状や色彩が周囲の景観を損なわないことを基本とする。
- ⑤ 街路の各所に郷土色や南国ムード，海辺を意識させるモニュメントやストリートファニチュア等を配置する。
- ⑥ 緑地・ポケットパーク等オープンスペースを設けることにより，快適性と開放感を確保する。
- ⑦ 街路樹は緑陰を形成し，かつ地域特性を考慮して火山灰に強く，耐潮性のある樹種を基本とする。
- ⑧ 南国と海辺のムードを演出するため，樹木としてはワシントンヤシ・ソテツ・ガジュマル・松等，花としてはハイビスカス・ブーゲンビリア等の亜熱帯性植物を効果的に配置する。



図〇 植栽の例

### (13) イベント時の緩和に関する事項

- ① オープンスペースは街の賑わいを創出するために，イベントを行う空間として積極的な活用を行う。
- ② イベントを行う場合，占用期間に応じ屋外広告物の取扱いを緩和する。

### (14) その他

- ① 自動ドアの設置や案内板の多言語化，ピクトグラム化を行うなど，ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを行う。
- ② 各所に水路や噴水を設けるなど，水に親しむ機会を設ける。
- ③ 自動販売機の設置に際しては，街区の美観を損ねないように配慮する。

## 7 配慮についての協議・調整 (P)

事業主体は，本港区エリアにおける景観・デザイン調整会議メンバーと事業者等との協議の場を設け，設計・施工段階における景観・デザインに関する要求水準の反映状況等，事業者が配慮すべき具体的内容について，調整を行うこととします。

**方法については，今後調整**